令和８年度
鳥獣保護区等位置図
東京都

狩猟者の皆さん狩猟のマナーを守り事故防止に努めましょう

関係法令の遵守について

1．鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法令に基づくルールやマナーを守って安全な狩猟を行うこと。
2．出猟の際は必ず狩猟者登録証、猟銃・空気銃所持許可証（該当者のみ）を携帯し、胸部又は帽子に狩猟者記章を付けること。
3．鳥獣保護区等の捕獲規制区域を図面や標識でよく確かめ、判断できない時は、狩猟を中止するか、狩猟関係の職員か地元の狩猟者にたずねて、誤りのない狩猟をすること。
4．狩猟者登録証は、猟期満了後30日以内に返納すること。
5．網猟免許、わな猟免許に係る猟具は、使用する猟具ごとに、見やすい場所に、住所・氏名・狩猟者登録証に記載された都知事名・登録年度・登録番号を記載した金属製又はプラスチック製の標識（１字縦１cm 横１cm以上）を付けること。また、わなの設置数は１人30個以内とすること。

危険防止について

1．銃砲を手にした時及び銃器から手を離す時は、必ず装てんの有無を確かめること。
2．発射の必要がある直前まで装てんしないこと。
3．銃口を向ける等他人に危険や嫌悪感を与えるような銃の操作は絶対にしないこと。
4．発射の時は、必ず矢先を確認すること。矢先を確認できない場合は発砲しないこと。
5．わなを設置した場合は頻繁に点検を行い、事故、錯誤捕獲防止に努めること。

山火事防止について

鳥獣の生息の場である森林を火災から守るため万全を期するとともに、農耕地や幼令造林地に踏み込んで所有者に被害を与えないようにすること。

狩猟のマナーについて

狩猟事故の多発や狩猟のマナー等について、世論の批判が見られるが、狩猟者として の正しいマナーを守り、いやしくも批判を受けるような行為は避けること。

鳥獣の放置等の禁止

捕獲した鳥獣は、原則として、全量を回収し、又は適切に埋設すること。

狩猟鳥獣の種類と東京都で狩猟のできる期間

狩猟鳥獣の種類	狩猟のできる期間
（鳥類 26 種）カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種のコシジロヤマドリを除く）(※)、キジ（亜種のコウライキジを含む）(※)、コジュケイ、ヤマシギ（別種のアマミヤマシギは含まれない）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ(※)、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス（限狩 20 種）タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種のツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ(※)、ハクビシン、イノシシ（雑種のイノブタを含む）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、スキュリダ、ユキウサギ、ノウサギ	11月15日から翌年の２月15日まで。ただし、ニホンジカについては、青梅市、檜原村及び奥多摩町にあっては 狩猟年の2月末日まで

※環境大臣又は東京都知事による捕獲禁止（東京都内）

捕獲禁止鳥獣	捕獲禁止場所
メスヤマドリ(コジュウカラヤマドリを除く)、メスキジ(コウライキジを除く)	都内全域
ツキノワグマ	八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町
ヒヨドリ	小笠原村全域

捕獲の制限

対象狩猟鳥獣	１日当たりの制限羽数又は頭数
ヤマドリ、キジ	合計して 2羽
エゾライチョウ	2羽
コジュケイ	5羽
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して 5羽 （網を使用する場合にあっては、狩猟期間ごとに200羽）
ヤマシギ、タシギ	合計して 5羽
キジバト	10羽

狩猟鳥獣の捕獲を禁止する猟法

・爆発物、劇薬、毒薬、猛獣、危険なわな及びおとし穴の使用【危険猟法】
・ユキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はりまたは網を使用する猟法（人が操作することによってはりまたは網を動かして捕獲等をする猟法を除く。）
・口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する猟法
・飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は毎時５ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する猟法
・構造の一部として２発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する猟法
・装薬銃であるライフル銃（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する猟法
・空気散弾銃を使用する猟法
・同時に31以上のわなを使用する猟法
・鳥類並びにヤマドリ及びキジ(※)の捕獲をするため、わなを使用する方法
・イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が４ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとどめさしを使用する方法
・ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないもの に限る。）、おし又はとどめさしを使用する方法
・つりばり又はともモを使用する方法
・矢を使用する方法
・犬に咬みつかせることのみにより捕獲等する方法又は犬に咬みつかせて狩鳥鳥獣の動きを止め若しくは弱らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
・キジ笛を使用する方法
・ヤマドリ及びキジの捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

東京都における鳥獣保護区等の区域

特別保護地区

1．高尾特別保護地区（森林鳥獣生息地）
区　域　東京都八王子市高尾町東京自然環境高尾緑地広場について、国道20号線と旧甲州街道との間に所在する国有林の地域及びこの地域内に存在する社寺有地並びに同国有林に接続する八王子市有林の区域。ただし、都道189号線の以北の区域を除く。ただし書き以外の区域は鳥獣保護及び狩猟法の目的以外の目的に使用してはならない。
面　積　504ヘクタール
存続期間　令和44年11月１日から令和24年10月31日まで
2．奥多摩湖特別保護地区（森林鳥獣生息地）
区　域　東京都奥多摩町大字丹波ぞうさず14番地の３先のあずまトンネル東側入口を基点として、同地点から方位南を見通し奥多摩湖南岸岬奥多摩町大字川野字山なし1474番地先の管理道路に達し、同地点から管理道路を奥多摩湖上流に向かって進み、奥多摩町大字川野字本谷1133番地先の岬に至り、同地点から方位北を見通し奥多摩湖北岸奥多摩町大字川野字鹿山1748番地の１先並山東第二発電所東側の水路橋に達し、同水路橋を東北西方向に進み水路橋に沿って南東方向に進み、同水トンネル及びあずまトンネルを経て基点に至る線に囲まれた一円の区域
面　積　110ヘクタール
存続期間　令和７年11月１日から令和27年10月31日まで
3．御岳特別保護地区（森林鳥獣生息地）
区　域　青梅市と奥多摩町との境界線上に位置する大字山道入峯北との、同点から青梅市と奥多摩町との境界線を北東方に進み、青梅市御岳山２番地と青梅市御岳二丁目490番口の境界線との交点に至り、同点から青梅市御岳山と青梅市御岳二丁目との境界線に沿って時計回りに進み、関東ふれあいの道との交点に至り、同点から関東ふれあいの道に沿って南東方に進み、青梅市御岳二丁目603番と同604番の境界線との交点に至り、同点から同境界線に沿って南東方に進み、青梅市と日の出町の境界線との交点に至り、同点から同境界線に沿って南西方に進み、青梅市とあきる野市と日の出町の境界線との交点に至り、同点から青梅市とあきる野市との境界線に沿って時計回りに進み、養沢川との交点に至り、同点から同地点から尾根に沿って南西方に進み、高岩山山頂に至り、同地点から尾根に沿って南方に進み、青梅市とあきる野市と奥多摩町との境界線との交点に至り、同点から同境界線に沿って北方に進み、御岳山２番地と青梅市御岳二丁目490番口の境界線との交点に至り、同点から青梅市と奥多摩町との境界線に沿って時計回りに進み、基点に至る線に囲まれた一円の区域
面　積　325ヘクタール
存続期間　平成24年11月１日から令和14年10月30日まで
4．奥多摩特別保護地区（森林鳥獣生息地）
区　域　東京都奥多摩郡奥多摩町所在都有林（東京都水道水源林３原分区）中38、39及び50から57までの林班の区域一円
面　積　1,173ヘクタール
存続期間　令和６年11月１日から令和26年10月31日まで
5．村山山口特別保護地区（身近な鳥獣生息地）
区　域　東京都西多摩郡瑞穂町及び武蔵村山市所在、東京都水道局山口貯水池周地一円の区域
面　積　１haールール
存続期間　令和8年11月１日から令和28年10月31日まで
6．三頭山特別保護区（森林鳥獣生息地）
区　域　東京都西多摩郡檜原村三頭山中央山頂を起点に檜原村と奥多摩町の境界の尾根を進み、東登山道より東方に約650メートルの、千種稜地点の西北東側にて、三頭沢との合流点を経て三頭沢と檜原村との境界に至る。尾根を西方に山梨県境へ至り西原峠からの尾根を北に向かい、大沢山を経由して三頭山中央山頂に至る一円の地域
面　積　80ヘクタール
存続期間　平成20年７月１日から令和10年６月30日まで
7．御岳鳥獣保護区（希少鳥獣生息地）
区　域　御嶽鳥獣山山頂を基点とし、同点から乙女御山稜歩道を東方に進み、御山稜歩線歩道との交点に至り、同点から同歩道を南東方に進み、同歩道と長滝山線歩道との交点に至り、同点から尾根を南東方に進み、つづら向合頂に至り、同点から尾根を南西方に進み、八丁口の道下で歩道を横切り乙女峠に至り、同点から尾根を北西方に進み、乙女峠に至り、同点から乙女御山稜歩道を北東方に進み、基点に至る線に囲まれた区域
面　積　252ヘクタール
存続期間　平成26年11月１日から令和16年10月31日まで
8．小笠原鳥獣特別保護地区（希少鳥獣生息地）
区　域　小笠原諸島鳥獣保護区のうち、聟島列島の島しょの全域、父島列島の父島の一部（字瀬浦2番2の西端を起点とし、同所から都道240号線沿いに直線で150ｍ北進した地点に至り、同所から直線で字扇浦2番7の南西端に至り、同所から2地目変有1819林班へ入り沿いの境界線を南進し字扇浦2番1の南東端に至り、同所から直線で字扇浦2番2の北東端に至り、同所から同林班5小班の境界線を南進し字扇浦2番1の南